

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「文化×にぎわい」による循環型産業育成事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道及び東川町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡東川町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現況

(地域資源)

<大雪山文化>

東川町は、大雪山を望む田園風景等の景観が美しい町である。2007年には北海道で初めて景観行政団体の指定を受けている。町域の約70%占める豊富な森林資源により自然が蓄えた雪解け水は、長い年月をかけて地中深く浸み込み、良質で豊かに湧き出る地下水となっているため本町には上水道はなく、全戸が地下水によって暮らしている。

<写真文化>

この恵まれた自然環境や景観を活かして、1985年に「写真の町」を宣言し、「東川町国際写真フェスティバル」や「全国高等学校写真選手権大会（写真甲子園）」を初めとする写真によるまちづくりに取り組んできた。2014年には「写真の町」宣言30周年を迎えて「写真文化首都」宣言を行い、「高校生国際交流写真フェスティバル」等の展開により、国内外の民間企業やクリエイター、教育機関、自治体などとのネットワーク構築や、年間149万人（平成29年度）もの来訪（平成28年度145万人。平成28年度比102.7%）につながっている。

<木工・家具文化>

また全国的に名高い旭川家具の約3割が本町で生産されており、多くの家具職人が集まっている。比較的小規模な工房が多く、それに惹かれた木工クラフト作家らが転入してアトリエやギャラリーを開設し、「クラフト街道」等の集積につながっている。その基盤の上に、椅子研究家の織田憲嗣氏が収集・研究してきた20世紀のデザイン家具や日用品の、世界有数のデザインコレクションである「織田コレクション」の公有化を進めている。

これらの大雪山文化、写真文化、木工・家具デザイン文化は、本町の特徴的な地域資源であり、転入者に対するアンケート調査においても、これらに魅力を感じて転入したという回答が非常に多く見られる。

＜関係人口＞

地域資源を活用した文化発信による交流は、ふるさと納税制度に先行して実施してきた「ひがしかわ株主制度」（東川町を応援しようとする方が東川町への寄付によって株主となり、まちづくりに参加する制度）の株主は、町人口を上回る 22,843 人（平成 30 年度。寄付額は 400,414 円）と拡大傾向にあり、国内外において交流人口や関係人口を獲得している。

＜人口＞

東川町では、高度経済成長期であった 1954 年から 1973 年まで、札幌市や首都圏等への人口流出が続き、人口が大きく減少したが、独自性の高い様々な取り組みにより蓄積された良質な地域資源を背景とし、北海道内のみならず、国内外からの移住者が増え、全国的にも珍しく微増を維持している。

国立社会保障人口問題研究所の推計によると、今後は緩やかな減少が続き、2040 年には 6636 人となり、2010 年の 7859 人からは約 15%減少するとされている。

年少人口については、子育て世帯の転入増により維持できているものの、出生数が減少傾向にあるため、老年人口の増加と相まって、1990 年代より自然減が続いており、出生率の向上が課題である。生産年齢人口は、子育て世代の転入が増加しているにも関わらず、一貫して減少を続け、平均寿命の延び等に伴う老年人口の増加により、高齢化が進行している。

今後の人口維持のためには、地域資源を活用した施策に取り組み、社会増が自然減を上回ることが引き続き重要であり、転入超過を維持し続ける必要がある。

＜産業＞

東川町の産業構造は、従業者数（総務省「国勢調査」2015 年）で見ると、第 1 次産業が 817 人（21%）、第 2 次産業が 663 人（17%）、第 3 次産業が 2387 人（62%）である。

第 1 次産業、農業産出額 43 億 6 千万円（農林水産省「市町村別農業産出額（推計）」2016 年）のほとんどを、米（26 億 6 千万円）と野菜（16 億円）が占めている。特に米については、水田面積率が 81.5%（農林水産省「面積調査」2017 年）と、全国平均（54.4%）や北海道平均（19.4%）と比べて圧倒的に高く、徹底した品質管理と栽培技術の向上により、地域団体商標「東川米」のブランド化や高付加価値化を推進している。

第 2 次産業は、RE S A S（地域経済分析システム）によれば、付加価値額が 183 億円（2013 年）と最も大きい（第 1 次産業：36 億円、第 3 次産業：111 億円）が、常用従業者数が減少している（1991 年：1307 人→2013 年 733 人）。これは、出荷額が製造業全体の 64.6%を占め（2013 年の木材・木製品および家具・装備品の製造品出荷額）、第 2 次産業の基幹である木工・家具産業において、昭和 40 年代以降進んでいた町内への企業集積が、大量生産型メーカーの撤退等により弱体化し、存続している事業所の後継者不足が背景となっている。

第 3 次産業は、卸売業・小売業や医療・福祉、宿泊業・飲食サービス業に従事している人が多い。中でもベーカリーやセレクトショップ、カフェやレストランなどが、転入者やUターン者の開業により増加している（2009 年度：16 軒→2014 年度

: 31 軒) のは、2003 年から実施している起業化支援制度等が奏功していると考えられる。

4-2 地域の課題

(関係人口の維持)

文化の発信と美しい自然景観の保全により関係人口を構築する「ひがしかわ株主制度」では、株主に投資いただいた基金を原資とし「水と環境を守る森づくり事業」等を実施しているが、全国より関係人口である株主を東川町へ招き、植樹活動や総会を開催しまちづくりへ参加する「ひがしかわ株主総会」にて実施する植樹可能箇所が、好循環により植樹が進み、伐期を迎えた山林の未整備により植林可能箇所が不足するといった、関係人口の構築から定住人口を生む好循環の源である事業の継続が非常に難しいといった課題を抱え、併せて来訪者数増の機会の喪失も懸念されている。

(豊かな森林資源の保全)

豊富な森林資源を有し、家具製造業が盛んなだけでなく、豊かな生活にあこがれた者の薪ストーブの利用など木材需要が高い状況にある。しかしながら、現在伐期を迎えた森林整備の未実施により、林道の未整備箇所においては町内資源を町内で製材し町内にて付加価値の高い家具の生産へ繋ぐ搬出整備体制が築けず、林業従事者の減少と高齢化と併せて育林体制を十分に確保できず、良質な木材生産につなげられないなどにより林業は衰退傾向にある。一方で、森林は東川町の生活を支える地下水の保全や、美しい景観の形成などに重要な役割を果たしており、林業の衰退により、人口の増加の要因となっている東川町の貴重な魅力と、良好な環境の喪失が懸念される。

(地域経済循環の構築)

第一次産業や第三次産業においては成果を上げているが、付加価値額が最も大きい第二次産業（平成 25 年 183 億円。第一次産業 36 億円、第三次産業 111 億円）では、常用従業者数が減少している（平成 3 年 1,307 人→平成 25 年 733 人）。その背景には、第二次産業の基幹である木工産業において、昭和 40 年代以降進んできた町内への企業集積が大量生産型メーカーの撤退などにより弱体化し、存続している事業所では後継者が不足しているという状況、並行して木工・家具デザイン文化に賛同いただいた新規参入ニーズに上記移住ニーズと同様に応えられない課題がある。小規模な木工業の振興を進めるエリアを造成し、集約と効率化を図り、地域産業の競争力強化に資する道路ネットワークの構築により、地域経済の循環を強固にすることが急務である。

(ニーズ増による宅地造成可能箇所の不足)

大雪山を望む自然環境や地下水での生活などへ文化発信による憧れから、人口は微増傾向にある。人口の増加は 30 代の子育て世代において顕著であるが、宅地造成可能な土地は町と土地開発公社が計画的にと造成を進め、美しい市街地形成を集約した結果、道路に隣接した居住可能な宅地造成可能地が不足しており、東川町を知り、魅力を感じて、移住やUターンを検討したものの居住可能箇所の不足によ

り、多方面から寄せられる移住ニーズを活かしきれていない状況にある。その結果、移住やUターンが実現できなかつたり、町外の企業に勤務することになって雇用が流出してしまい、町内経済の循環において大きなマイナスである。

4-3 計画の目標

このことから、東川町の目指す文化を核とした人と経済・産業の好循環を確立するためには、地方創生道整備推進交付金により町道と林道を一体的に整備し、地方創生に資する交通ネットワークを形成し、木材等の資源搬出整備体制構築、伐期を迎えた山林の保全による水資源の安定的確保が必須である。同じ計画目標を掲げる地方創生推進交付金（循環型林業育成事業・“選好”をキーワードにした新しいまちづくり、『コンステレーションタウン』構築プロジェクト）、地方創生拠点整備交付金（東川町写真文化首都創生館整備事業・「KAGUの家」ヴィレッジ整備事業）合わせてとハード・ソフトを一体的に推進し、家具製造業、木材業者等による木材の流れ、応援人口の交流拠点施設を経由した林道開設に伴う皆伐後の体験植樹、発信による人の流れを生むことで、地域産業の競争力強化に資する道路ネットワークが構築され、地方創生の好循環を確立する「東川スタイル」によるまちづくりを進める。

- (目標1) 関係人口の増（東川株主数（応援人口）の増加）
21,786人（令和元年度）→25,000人（令和5年度）
- (目標2) 年間観光客入込数の増（年間入込数の増加）
136.6万人（令和元年度）→143.4万人（令和5年度）
- (目標3) 林業の振興と森林整備の促進（間伐材年間搬出量の増加）
810.0 m³（令和元年度）→1,000.0 m³（令和5年度）
- (目標4) 林業の振興と森林整備の促進（林業従事者数の増加）
103人（令和元年度）→115人（令和5年度）

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

地方創生道整備推進交付金による下記事業の実施により、地方創生に資する交通ネットワークを形成し、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金、地方創生応援税制で掲げる目標に対し高い事業効果を得ることが出来る。

(町道 南2条西中道路・公園線道路)

この路線は林道開設に伴う皆伐後に体験植樹を行う場合に、東川暮らし体験館と町道と林道で連絡を図る。

関係人口である株主が体験施設「東川暮らし体験館」へ訪問した際に、交流拠点施設である「複合交流施設せんとびゅあ」、写真文化の拠点交流施設「文化ギャラリー」、建築家・隈研吾氏設計の新たなワーク・ライフ・スタイルを体現するモデル空間「KAGUの家ヴィレッジ」、今後地域材を活用して整備予定の全世代共生暮ら

しのエリア、世界有数の椅子デザイン「織田コレクション」を中核に「家具デザイン文化」を世界へ発信する「デザインミュージアム」などの文化交流拠点施設への接続を図り、関係人口の構築、併せて来訪者数増を図る。

また、路線整備により各文化交流拠点間の関係人口や町民の人の流れがより強固なものとなり、木材や木材加工製品に触れる機会、木に囲まれた自然の暮らしの体験の機会の増加などにより、林業振興や森林整備について理解が深まる。

(町道 北4条道路)

この路線については、町周辺の木材業者等と町道と林道で連絡を図る

町内に点在している製材事業者と家具製造エリアを接続することにより、第2次産業の振興を進め、併せて大雪山文化、写真文化、木工・家具デザイン文化の発信拠点、関係人口の繋がり拠点である複合交流施設せんとぴゅあ（地方創生拠点整備交付金事業）と写真文化の活動拠点である東川町文化ギャラリーのアクセス道路である本路線の拡張により、文化を目的に来町する関係人口の増加、来訪者のアクセス改善による大型イベントの開催、町内木工製品等の円滑な展示が可能となり、併せて徒歩で移動することが多い来訪者の安全確保も図ることができる。これにより、好循環を生む3文化による複合的な効果が見込まれる。

(町道 西5号西2丁目道路・西5号西1丁目道路・西5号北8条道路・西5号北9条道路)

この路線については家具製造業を町道と林道で連絡を図る。

第二次産業の基幹である木工産業の新規参入ニーズへ対応するため、関係人口を活用した文化発信により生まれた高い付加価値の地場製品の生産及び産業競争力強化、企業立地により、町外の企業に勤務することになって雇用が流出する状況の改善を図り、強固な地域経済の循環を進めるため西5号西2丁目道路・西5号西1丁目道路・西5号北8条道路・西5号北9条道路を新設する。

また、本町特有の課題である今後の人口維持、微増には、地域資源を活用した施策に取り組み、社会増が自然減を上回ることが重要であるが、居住可能な宅地造成可能地の不足により、文化発信を軸とした地方創生事業の高い効果により移住ニーズが活かしきれていない状況を改善し、木工・家具デザイン業の新規参入ニーズの高い家具エリアへの宅地造成と併せて隣接する町道を整備することにより、林業・家具製造業の従事者の増、移住者増による町内経済の好循環が見込まれる。

(林道 津山中央線・中の沢3号線)

豊富な森林資源を有し木材需要が高い状況下でありながら、林道の未整備箇所による伐期を迎えた森林整備の未実施による機会損失は、森林保全による良質な地下水の確保、文化発信にて繋がりを生んだ関係人口の植林活動の停滞を招いている。地域内経済の好循環の創出は本町にとって重要な課題であることから、間伐や木材搬出経路の確保のため津山中央線・中の沢3号線を新設する。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道 改修路線は道路法に規定する町道に認定済み。
（ ）内は認定年月日。
南2条西中道路 (平成29年3月10日)
公園線道路 (昭和55年3月13日)
北4条道路 (大正9年4月1日)
西5号西2丁目道路 (令和2年3月9日)
西5号西1丁目道路 (令和4年3月認定予定)
西5号北8条道路 (令和4年3月認定予定)
西5号北9条道路 (令和4年3月認定予定)
- ・林道 森林法による北海道上川地域森林計画書(令和元年変更)に路線を記載。
津山中央線
中の沢3号線

[施設の種類] [事業主体]

- ・町道 東川町
- ・林道 東川町

[事業区域]

- ・東川町

[事業期間]

- ・町道 令和2年度～令和5年度
- ・林道 令和2年度～令和5年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 1.75 km、林道 3.534 km
- ・総事業費 625,800 千円 (うち交付金 306,915 千円)
町道 506,100 千円 (うち交付金 253,050 千円)
林道 119,700 千円 (うち交付金 53,865 千円)

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(令和/年度)	基準年 (R1)	R2	R3	R4	R5
指標1 関係人口の増 東川株主数(応援人口)	21,786人	23,000人	24,000人	24,500人	25,000人
指標2 年間観光客入込数の増 年間入込数の増加(3年平均)	136.6万人	137万人	139万人	141万人	143.4万人
指標3 林業の振興と森林整備の促進 間伐材年間搬出量	810 m ³	850 m ³	900 m ³	950 m ³	1,000 m ³
指標4 林業の振興と森林整備の促進 林業従事者数	103人	105人	108人	111人	115人

毎年度終了後に東川町の職員が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握

する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

町道及び林道を一体的に整備することにより、新たな交流人口の周遊ルートや、木材や加工製品等の新たなルートを生み、町内の大雪山文化、写真文化、木工・家具デザイン文化資源を活用した地方創生に資する交通ネットワークが形成され、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、関係人口の構築や林業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

本計画で対象となる町道及び林道は、全て東川町強靱化計画に基づき実施するものである。

(その他の理由)

(自立性)

薪ストーブなどゆとりある生活に憧れた移住者の増加や、木工・家具産地としての地域特性を活かし、間伐材の薪利用や高品質化された木材の家具産業への供給など、地域材の地域内消費サイクルの確立により、輸送コストの削減による利益率の向上を図ることで、自立化を促進する。

(官民協働)

行政が荒廃する山林の育林環境の整備を支援することで、木材価格の低下等の悪循環を打破するとともに、東川町森林組合をはじめとした林業の担い手たちの活動を支援し、林業の活性化を図る。

地域林業関係者が、育林体制の整備や間伐材の出荷、木材育成の研究等を行い、事業収入の拡大を図るとともに、木材の高品質化を推進するほか、木材品質の向上について検討を行うとともに、木工・家具生産における地域材活用が促進される。

(その他)

本事業は、全国的にも珍しい人口増を背景に、環境保全と文化によって関係人口を定住人口につなげる取組、地域産業との連携による木材の高品質化と地域内消費により、持続した林業を育成しようとするものであり、新規性がある事業である。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「文化×にぎわい」による循環型産業育成事業」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 森林環境保全整備事業

内 容：面的にまとまって計画的に行う搬出間伐等の森林施業を行う（林野庁事業）。

実施主体：東川町

実施期間 令和元年4月～令和5年3月

(2) 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業

内 容：木材加工業者と森林所有者、林業事業者が連携し、合板・製材工場等の整備と原木を低コストで安定的に供給する間伐材の生産及び高性能林業機械の整備を一体的に進めるため、森林施業を行う（北海道支援事業）。

実施主体：東川町

実施期間 平成28年4月～令和6年3月

(3) 地方創生推進交付金

循環型林業育成事業（育林体制の構築）

内 容：町有林育成で適齢伐期林地の皆伐後植生を促すため、森林作業道の開設、水質保全体制の強化、木材の高付加価値化へ向けた啓蒙活動（内閣府支援事業）

実施主体：東川町

実施期間：平成29年4月～令和3年3月

“選好”をキーワードにした新しいまちづくり、『コンステレーションタウン』構築プロジェクト計画

内 容 「東川スタイル」などを町のブランド力として確立させ、木工家具を中心とした「商品」に生かし、民間の利益向上を図ることを目的としている。写真文化によるまちづくりを進めてきた結果、人口増加などの成果が出ている。こうした動きを加速するため、写真にとどまらず、美しい自然景観の中で自分らしく生活・仕事をするという「東川らしさ」をブランド化することで、“選好”され続けるまちづくりの取組を進める。具体的には、町全体のブランディングという観点からの観光資源の統合や、民間事業者と連携した木工産業の振興、インナープロモーションによる町内でのブランドの浸透・定着等を図る。

（内閣府支援事業）

実施主体 東川町

実施期間 平成30年9月～令和4年3月

(4) 地方創生拠点整備交付金

東川町文化首都創生館整備事業（現在愛称：せんとびゅあⅡ）

整備概要 RC平屋建（一部木造） A=2,458.07 m²

内 容・ヨーロッパデザイン家具の展示紹介

・家具デザインを活用したデザインスクールの実施

- ・旭川家具の紹介ブースによる旭川家具の情報発信
- ・家具デザインや写真、文化芸術活動に関するワークショップ等の開催
- ・住民等と日本語学校生徒による日本文化・習慣体験交流イベント
- ・交流ラウンジによる住民等の「いばしょ」確保
- ・大雪山文化・写真文化の発信による応援人口の拡大

実施主体：東川町

実施期間：平成28年4月～平成30年3月

東川町「散策路」でつなぐ「KAGUの家」ヴィレッジ整備事業

整備概要 木造2階建：延床面積148㎡ 4棟

散策路 舗装：728㎡、植栽（野芝）：1,916㎡

内 容 「箱からの脱却」など旧来型の都市や建築のあり方の課題提起をする、建築家隈研吾氏設計により、新たなワーク・ライフ・スタイルを体現するモデル空間として低層分散型の4棟のオフィス、歩きたくなる（ウォークアブルな）まちづくりに向けた周辺空間の一体整備を行う。

東川町の持つ特有の魅力を世界的建築家が手がけるモデル空間にて実現、発信する新たなワーク・ライフ・スタイルのためのオフィスや住まい、家具・インテリア等を、新規需要のシーズととらえ、製品開発・販売等につなげ、家具・木工製造業を振興する。

実施主体：東川町

実施期間：令和3年4月～令和4年3月

(5) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）

東川町まち・ひと・しごと創生推進事業

内 容：今後想定される人口減少に対応するため次の事業を実施し、東川町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

- ① 人々が集う写真文化首都の創造事業
- ② 豊かな暮らしと文化を生み出すしごとづくり事業
- ③ こどもの笑顔あふれるまちづくり事業
- ④ 誰もが安心して生活できるまちづくり事業
- ⑤ 多様な人材の活躍を推進する事業
- ⑥ 新しい時代の流れを力にする事業

実施主体：東川町

実施期間：令和2年4月～令和7年3月

6 計画期間

令和2年度～令和5年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に東川町が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。

定量的な目標に関わる基礎データは、東川町の株主数データ、工業統計調査数値、国勢調査数値、住民基本台帳数値を用い、中間評価、事後評価の際には、「写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、外部有識者を含めた検証機関を組織しており、交付対象事業を含めた地方創生関連事業の効果検証、事業評価指標の達成状況、課題の確認、見直し議論などをにより評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	令和元年度 (基準年度)	令和3年度 (中間年度)	令和5年度 (最終目標)
目標1 東川株主数(応援人口)	21,786人	24,000人	25,000人
目標2 年間観光客入込数	136.6万人	139万人	143.4万人
目標3			
間伐材年間搬出量	810m ³	900m ³	1,000m ³
目標4 林業従事者数	103人	108人	115人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
東川株主数(応援人口)	東川町統計数値より
年間観光客入込数	北海道統計調査数値より
間伐材年間搬出量	東川町産業振興課数値より
林業従事者数	国勢調査数値及び東川町産業振興課数値より

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、「写真文化首都東川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく検証機関で実施後、町広報紙への掲載(全戸配布)や、町HPへの掲載などで公表する。